

土木交通委員会 説明資料

名古屋市農業振興基本方針の
改定について

平成29年12月5日

緑政土木局

名古屋市農業振興基本方針の改定について

目 次

	頁
1 改定の背景等 -----	1
2 改定に向けた取組 -----	2
3 改定案の概要 -----	5
4 今後のスケジュール -----	8

1 改定の背景等

(1) 背景

ア 平成18年3月に「名古屋市農業振興基本方針 なごやアグリライフプラン」を策定してから、10年余り経過し、本市の都市農業を取り巻く環境に変化が生じている。

イ 平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、平成28年5月には都市農業振興基本計画が策定された。この中では、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換された。

ウ 都市農業振興基本法第10条において、『地方公共団体は都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない』、『地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない』とされている。

(2) 目的

都市農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、都市にあるべきものとしての農業の振興に関して、名古屋市総合計画2018の「長期的展望に立ったまちづくり」において見据える平成40年までのおおむね10年間を展望して、施策の方向性及び内容を明らかにする。

なお、都市農業振興基本法第10条に規定する地方計画を兼ねている。

2 改定に向けた取組

(1) 検討会

ア 目的

都市農業を取り巻く多くの社会的状況の変化に対応するため、「名古屋市農業振興基本方針」の内容を見直し、改定することについて意見を伺う。

イ 委員

氏 名	所 属 等
石原 俊洋	食の6次産業化プロデューサー、 なごやか農楽会会員、 チャレンジファーマーカレッジ修了生
金井 重斗	認定農業者（果樹主体型）、 前農業委員会農政部会長
久納 健司	株式会社マイファーム執行役員
鈴木 聖一	認定農業者（施設野菜、露地野菜、水稲）
高取由美子	農村生活アドバイザー、 認定農業者世帯員（作業受託主体型水稲、露地野菜）
西堀すき江	東海学園大学健康栄養学部管理栄養学科教授、 同大学副学長
○向井 清史	名古屋市立大学大学院 経済学研究科 特任教授
山口 義博	認定農業者（露地野菜）
山田 盛和	なごや農業協同組合 代表理事専務
吉野 隆子	オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村 村長

(注) ○印は会長。委員名は50音順、敬称略。

ウ 開催状況

年 月 日	内 容
平成29年5月26日 (第1回)	・名古屋市の農業の現状と課題について議論 ・農家アンケート結果について報告
平成29年6月28日 (第2回)	・名古屋市の農業振興策について、各委員が個別に作成した事前ワークシートを基に議論
平成29年7月26日 (第3回)	・名古屋市の農業振興策について議論
平成29年8月31日 (第4回)	・農業振興基本方針（改定案）について議論 ・市民アンケート結果について報告

エ 主な意見

- ・ 現行プランは施策の重複が多いので構成の見直しが必要
- ・ 農業者のニーズに応じた条件整備が必要
- ・ 農地バンク制度の拡充・周知など、新規就農者が円滑に農地の権利取得等を行なえる体制作りが必要
- ・ 市民向けの情報発信・啓発が重要
- ・ 市民の価値観を変える施策が必要
- ・ 生産緑地の面積要件緩和が必要
- ・ 生業として農業に関わる方と、趣味や生きがいとして農業に関わる方は求めているものが違うので、施策の体系を区分することが必要

(2) 意見聴取

ア 対象団体

- ・名古屋市農業委員会
- ・土地改良区（藤高、茶屋後、茶屋新田、協和、海東、西福田、小川、富田町）
- ・農業協同組合（なごや農協、天白信用農協、緑信用農協）

イ 主な意見

(ア) 名古屋市農業委員会

- ・次世代にわたり営農に取り組めるように、農家の所得向上につながる取組を拡充すること
- ・高付加価値な作物の導入や農業施設の向上など、産業としての農業を強化するという視点を強めること
- ・農業や農地が持つ多面的機能に関する情報発信に努めること
- ・食料を生産する農業の大切さを市民に伝える施策を拡充すること

(イ) 土地改良区

- ・農地中間管理事業円滑化のため、制度周知を図るとともに、担い手の耕作を支える視点から生産基盤の整備を進めること
- ・水稻から畑作への転換など付加価値の高い農産物の生産を支援すること
- ・市街化調整区域や農業振興地域を一律に取り扱うのではなく、市街化の進展と農地の保全との調和を図ること

(ウ) 農業協同組合

- ・生産緑地の指定から30年経過する農地の取扱い等、都市農地保全のための新制度について、早期に周知すること。また、これらの適用を受けた場合は、現行の生産緑地と同様の優遇措置（固定資産税の軽減、相続税の納税猶予）を受けられるものとする
- ・生産緑地以外の市街化区域内農地における固定資産税については、「小規模住宅用地（200㎡以下）」並の課税にすること
- ・都市農地が持つ多様な機能の評価につながる市民農園の仕組みについて、農家への普及を進めるとともに整備助成を行なうこと
- ・地産地消と農業ボランティアのPRを強化すること

3 改定案の概要

(1) 目指す姿

「農」のある暮らし、街とともにある農業

本市の農業は、人口密集地域やその周辺で行われています。農業が産業としてより良く行われるためには市民による理解が不可欠です。また、市民が農業や「農」に触れる機会が少ない都市での暮らしに「農」を取り入れることは、市民生活をより豊かなものにします。

本市は、都市において農業と市民がお互いにより良い関係を築くことができる社会を目指して、農業振興を行っていきます。

(2) 施策の体系

「農」のある暮らし、街とともにある農業

『活力ある農業』

次世代にわたり安心して営農ができるように、産業としての農業を振興します。

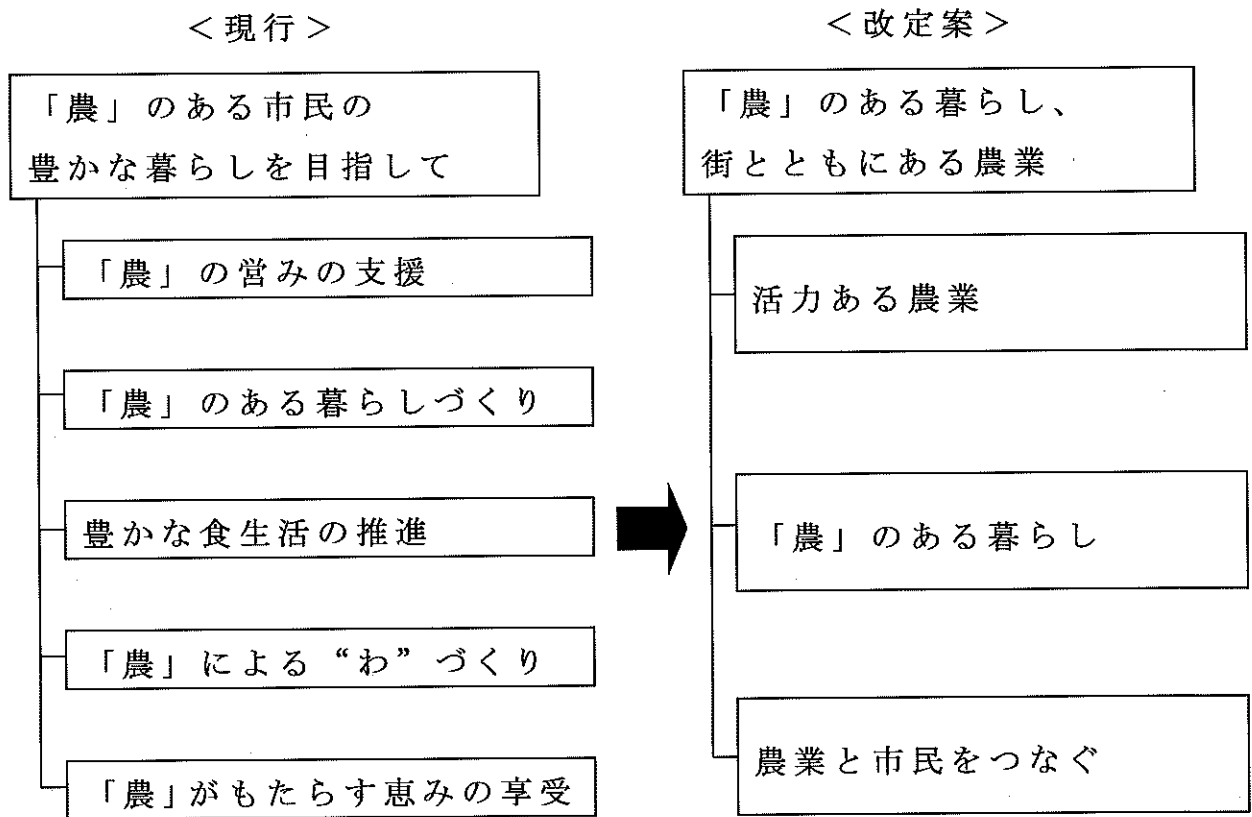
『「農」のある暮らし』

「農」とのふれあいにより、豊かな市民生活を実現します。

『農業と市民をつなぐ』

市民が農業を元気にし、農業が市民生活を豊かにするよう、農業と市民のより良い関係をはぐくみます。

(3) 施策の体系比較



(4) 施策の内容

柱	内 容
<p>活力ある農業</p>	<p>人の施策</p> <p>① 農業者のニーズに合った、きめ細かな営農支援を行います。</p> <p>② 新規就農を希望する人の、農地の権利取得や技術習得を支援します。</p> <p>③ 人・農地プランの策定・改定に向けた地域の話し合いを支援します。</p>
	<p>農地の施策</p> <p>④ 農用地区域や生産緑地地区等において、貴重な都市農地の保全に努めます。</p> <p>⑤ 農業用水路、排水機場、農道等の生産基盤の確保に努めます。</p> <p>⑥ 十分に活用されていない農地の利用を促進します。</p>
<p>「農」のある暮らし</p>	<p>耕す市民の施策</p> <p>⑦ 様々な関心を持つ市民が気軽に「農」を楽しめる環境をととのえます。</p> <p>⑧ 貸し農園や農業体験農園の開設と利用を促進します。</p> <p>⑨ 趣味や生きがいとしての「農」からさらに一歩進んで農業にチャレンジをする人を応援します。</p>
	<p>食と農の施策</p> <p>⑩ 食農教育を通して、農業の大切さを伝えます。</p> <p>⑪ 農産物の安全性を確保し、市民の健やかな食生活に貢献します。</p>

柱	内 容
農業と市民をつなぐ	<p>つながりの施策</p> <p>⑫朝市・青空市の活動支援や情報発信により、地産地消を促進します。</p> <p>⑬農業ボランティアを育成しその活動を支援します。</p>
	<p>都市環境の施策</p> <p>⑭農地の防災機能を十分に発揮させ、市民生活の安心・安全を守ります。</p> <p>⑮都市農地を活用し、良好な都市環境の形成を推進します。</p>

4 今後のスケジュール

年 月	内 容
平成29年12月 ～平成30年1月	パブリックコメント
平成30年2月	第5回検討会
平成30年3月	名古屋市農業振興基本方針の改定・公表